

マージン率等の公開資料

株式会社 バランテック

令和5年4月1日～令和6年3月31日

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1.労働者派遣の実績及びマージン率等

本社 〒030-0823 青森市橋本 2-19-21

| | | |
|----------|--------|----------------------------------|
| 派遣労働者の数 | 10 | 人 (R6.3.31 現在において労働者派遣をしていた労働者数) |
| 派遣先の数 | 5 | 社 (対象事業年度における総数) |
| マージン率 | 38.3 | % |
| 派遣料金の平均額 | 36,732 | 円 (1日8時間あたり換算) |
| 賃金の平均額 | 22,651 | 円 (1日8時間あたり換算) |

マージン率とは

派遣先より当社へ支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージンに含まれている費用

| | |
|--------------------|---|
| 社会保険料等の事業主負担分 | 健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等 |
| 有給休暇費用 および時間外手当 | 年次有給休暇取得時にかかる賃金および時間外労働に対する割増賃金 |
| 会社運営に係る経費 | 慶弔等の特別休暇に充当した費用、健康診断、採用、営業、就業管理費用等、事業運営にあたる労働者的人件費および広告宣伝費、通信費、資格取得支援及び教育研修費用 |
| 営業利益 | 派遣料金から賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営費用を差し引いた利益 |

2.教育訓練に関する事項

キャリア・コンサルティングの相談窓口：業務支援部（017-723-4640）

キャリアアップに資する教育訓練

ビジネスマナー研修、アプリケーション技術者研修、中堅社員・監督者・管理者研修等

※教育訓練は、有給・無償により実施しています。

3.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 2025年3月31日）

・協定労働者の範囲：派遣先で派遣労働者として業務に従事する従業員